チ　敷地内には、専ら貨物自動車の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。

リ　ハの出入口の周辺には、見通しを確保するための空地を設けることその他歩行者の通行の安全上必要な措置を講じること。

ヌ　ニの出入口を道路から離して設けることその他騒音を防止するために必要な措置を講じること。

ル　排気口は、道路に面するものとすること。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。

ヲ　作業場以外の場所は、作業の用に供しないものとすること。

ワ　作業場は、板金作業及び塗装作業の用に供しないものとすること。

カ　冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、騒音を防止するために必要なものとして国土交通大臣が定める措置を講じること。

ヨ　空気圧縮機を設ける場合においては、騒音を防止するために必要なものとして国土交通大臣が定める措置を講じること。

タ　午後六時から午前八時までの間においては、騒音を発する機械を稼働させないこと。

レ　午後十時から午前六時までの間において営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。

(1)　隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、十ルクス以下とすること。

(2)　屋外における照明の射光の範囲は、光源を含む鉛直面から左右それぞれ七十度までの範囲とすること。

2　地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項に規定する措置と異なる措置を定めることができる。

3　地方公共団体は、前項の規定により第一項に規定する措置を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

第十条の四の四～第十条の四の八　（略）

第十条の四の九　第十条の四の七の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による公告について準用する。

（指定の取消しに係る公告の方法）

第十条の五の二　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一～三　（略）

（型式適合認定の申請）

第十条の四の三～第十条の四の七　（略）

第十条の四の八　第十条の四の六の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による公告について準用する。

（指定の取消しに係る公告の方法）

第十条の五の二　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一～三　（略）

（型式適合認定の申請）